

Ⅳ 関係法令等

1 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（抜粋）

平成20年4月 条例第 1 号

平成20年7月1日施行

第 1 章 総則

第 1 節 通則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が安心して暮らすことができるよう、建築物の安全性の確保について市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条及び第43条第 3 項の規定に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係に関する必要な制限その他の法の施行に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な建築物の安全性の確保等を図ることを目的とする。

第 2 章 建築等における安全性の確保

第 1 節 確認申請等に係る届出等

（防災計画の作成及びその内容の届出等）

第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第 1 号に掲げる建築物とする場合においては、法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第18条第 2 項若しくは第 4 項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 令第147条の 2 各号に規定する建築物

(2) 高さが31メートルを超える建築物（前号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

(3) 地下街（第 1 号に掲げるものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公衆が利用するため総合的な防災上の措置が必要である建築物として市長が指定するもの

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、遅滞なく、その内容を消防長に通知するものとする。

3 建築主は、第 1 項の防災計画を作成するに当たっては、市長及び消防長とその内容について事前に協議をするよう努めなければならない。

4 市長及び消防長は、前項の協議をするに際しては、当該防災計画の内容に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

5 前各項の規定は、第 1 項の規定による届出があった建築物の計画に変更が生じた場合について準用する。

2 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（抜粋）

平成 20 年 6 月規則第 11 号

平成 20 年 7 月 1 日施行

（趣旨）

第 1 条 この規則は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（防災計画の内容の届出）

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の規定による防災計画の内容を届け出ようとする建築主は、その防災計画の内容を記載した図書 3 部に、当該防災計画に係る建築物についての次に掲げる図書 3 部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2 面以上の立面図
- (5) 2 面以上の断面図

（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物）

第 4 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高さが 31 メートルを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物
- (2) 共同住宅（消防法施行令別表第 1(5)項ロに掲げるものに限る。）の用途に供する建築物（非常用エレベーターを設けるもの又は延べ面積が 5,000 平方メートルを超えるものを除く。）

（防災計画の作成及びその内容の届出を要する建築物）

第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する市長が指定する建築物は、次に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積（自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を除く。）の合計が 10,000 平方メートルを超え、かつ、階数が 2 以上であるものとする。

- (1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
- (2) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等
- (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店

3 神戸市防災計画指導指針（抜粋）

担当課：建築住宅局建築安全課
平成 20 年 7 月 1 日施行

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この指針は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「建築安全条例」という。）及び同施行規則（以下「建築安全条例規則」という。）に基づき神戸市長、消防長、建築主及び設計者が、関係法令の遵守のみにとどまらず、より安全性の高い建築物を目指し協議した上で、防災計画を作成し、届け出するために必要な事項を定める。

4 神戸市消防用設備等技術基準（抜粋）

担当課：消防局査察課
平成 27 年 4 月 1 日施行
最終改正令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 17 条の規定に基づく消防同意及び消防用設備等にかかる届出の審査に必要な事項を定めることを目的とする。